

令和6年

議会運営委員会記録

令和6年10月11日

和光市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和6年10月11日（金曜日）
午前 9時30分 開会 午前10時28分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	鎌 田 泰 春 議員
委 員	松 永 靖 恵 議員	委 員	伊 藤 妙 子 議員
委 員	菅 原 満 議員	議 長	安 保 友 博 議員
副 議 長	小 嶋 智 子 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	亀 井 義 和	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	平 川 一 朗	議事課統括主査	岩 瀬 美 保
主 任	小 林 巖	主 任	本 間 修

◇本日の会議に付した案件

特定事件7 議会だよりの編集、作成について

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員会進行の中で、委員外議員からの意見聴取、発言の申出の許可は委員長に一任願います。

本日の案件は、特定事件7、議会だよりの編集、作成についてです。

本日の資料を確認します。本日の資料はお手元に配付してありますとおりです。

初めに、特定事件7、議会だよりの編集、作成についてです。

お手元に和光市議会だよりナンバー126の原稿を配付しております。

2回の編集事前打合せを経ました掲載内容について、事務局から全ページ一括して説明を願います。

岩瀬議事課統括主査。

○岩瀬議事課統括主査 お手元のA3サイズ原稿は、第1回の編集事前打合せで掲載内容を決め、第2回の編集事前打合せで追加、修正となった箇所が反映されたものとなっております。

この原稿を使用し、紙面の構成と編集業者への修正の指示が必要となる箇所について、表紙から最終ページまで通して御説明いたします。

なお、お手元のA4サイズ、カラー印刷の資料は、色の変更指示の確認用になります。

まず7ページ、表紙、修正指示箇所について御説明いたします。

7ページ、表紙の構成は、特集として、令和5年度の決算議案 市議会がチェック！、9月定例会の主な議案、議会報告会を開催します、総務環境常任委員会が行政視察を実施となっております。なお、7ページの修正箇所はございません。

表紙については以上です。

次に、8ページ、修正指示箇所について御説明いたします。

8ページの構成は、9月定例会での一般質問で、各議員が取り上げた質問とそれに対する執行部の回答、そのほかに質問した内容が掲載されています。

修正箇所について御説明いたします。

1か所目は、内山恵子議員の危機管理監の答弁5行目、普及に勤めるの「勤める」の漢字を修正いたします。

2か所目は、赤松祐造議員の企画部長の答弁2行目、パブリック・コメントの表記が間違えておりますので、・とコを入れ替えるように修正いたします。

3点目は、萩原圭一議員の質問の冒頭に、「民」という字が入ってしまっているので、削除いたします。

8ページについては以上です。

次に9ページ、修正指示箇所について御説明いたします。

9ページの構成は、一般質問、TOPICS、常任委員会の審査、連合審査会を行いましたになります。

修正箇所について御説明いたします。

1か所目は、常任委員会の審査のタイトルで、9月定例会と常任委員会の審査の間にスペースを入れるよう修正いたします。

2か所目は、文教厚生常任委員会のタイトル下の就労支援施設の「就」の字が抜けてしまっているので修正いたします。

3か所目は、文教厚生常任委員会の就労継続支援B型施設の管理についての1つ目の答弁の2行目で、令和8年度の「年」の字が抜けてしまっているため修正いたします。

9ページについては以上です。

次に、10ページの修正指示箇所について御説明いたします。

ページの構成は、議案等の採決結果、12月定例会の開催予定、聴覚・視覚障がいのある皆さまへ、定例会・臨時会の審議結果です。

修正箇所について御説明いたします。

予算決算総務環境分科会の上段の白抜き部分で、「議長は採択に加わらず」となっているのを「議長は採決に加わらず」に修正をいたします。

10ページについては以上です。

全ページの修正に関する説明は以上となります。よろしく御願いたします。

○吉田武司委員長 ありがとうございます。

以上、全ページ一括で説明をいただきました。

皆様から御確認いただき、何かございますでしょうか。

前回、第2回目の打合せのときに、緊急質問のところと、あと連合審査会のところの説明を入れてほしいということがあったんですけども、粗稿が次の日、9日、10日というふうに言われたんですけども、そこで確認ができなくて、4時までに入稿しなければいけないというところで、分かる範囲での表現にさせていただきました。

菅原委員。

○菅原満委員 それも併せて確認するということでもいいですか。

○吉田武司委員長 はい。

菅原委員。

○菅原満委員 9月定例会の緊急質問の関係なんですが、原稿を送っていただいているんですけども、その中のことで発言してよろしいでしょうか。

○吉田武司委員長 はい。

菅原委員。

○菅原満委員 その中で、いただいているのでいくと、ハラスメント類似行為についての緊急

質問とまずタイトルであるんですが、ハラスメント類似行為というのが一般的な用語としてないので、かぎ括弧でハラスメント類似行為、かぎ括弧閉じて、と思われることについての緊急質問が吉田武司議員から行われましたということで、会派長というのは和光市はないので、質問自体が個人が行うことになっているので、そのように修正されてはいかがでしょうか。

○吉田武司委員長 今、菅原委員のほうから御意見がございましたけれども、その御意見について何かございますでしょうか。

会派長というのは、一応、会派代表者会議というのを和光市議会ではやっているのですが、会派長というのがあるのかなというふうには思っていますけれども、まず類似行為については、そのような表現がいいのか、そのままでもいいのかというところで、皆さんに御協議いただければと思います。

菅原委員。

○菅原満委員 基本的にハラスメント類似行為というのはないので、一般の用語としてないので、かぎ括弧で閉じて、と思われることとしましたが、もしならば、企画部長の言論についての緊急質問ということも考えられます。会派代表者会議というのがありますけれども、質問そのものは個人としてやるので、やはり前段で会派とあるので、吉田武司議員から行われましたということで、会派長というのはないので削除してはいかがかということで御提案申し上げました。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 今の件ですけれども、まず会派長という言葉がないという指摘に関しては、会派代表者というのはいくらでもありますので、もし直すのであれば会派代表者に直せばいいと思います。

あと、ハラスメント類似行為に関しては、これは全協のときに話しましたが、一部の議員からハラスメントという認定がされていないのでそういう表現はおかしいという指摘がありましたので、私のほうでハラスメント類似行為というふうにあえて表現させていただいております。なので、ここでもし直すのであれば、ハラスメント類似行為というところに注釈をつけて、小さい文字で認定されていないのでこのような表現にしましたという断りを入れればいいのかというふうには思っています。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 ハラスメント類似行為についても、まずハラスメント自体判断していないですし、ハラスメント類似行為についても判断できないので、「と思われることについての緊急質問が会派代表者の吉田武司議員から行われました」という形になるのかなと思います。ハラスメント類似行為についてはかぎ括弧をつけるということが必要かと考えます。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 ハラスメントの根本的な考え方をやはり理解しなければいけないと思っていますけれども、ハラスメントというのはいくら受けた側がハラスメントだと思ったらそれは

ハラスメントなんだという基本的な考え方というがあるので、そこについての議論は必要ないかなと思っております。

なおかつ認定されていないのでハラスメントというのはおかしいという指摘があったことで、あえてこういう表現をしているだけでありますので、そこについてもう議会としての態度表明としても、ハラスメントというのは受けた側がそう感じたらハラスメントなんだというところはしっかり打ち出していかなければいけない話なので、認定されていないからといってこれはハラスメントではないということではないということ、強いて言えばそういうふうな表現をせざるを得なかったということ、そんなふうには認識していただければと思いますので、その点認識を改めていただければと思います。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 ハラスメント類似行為という言葉に関してのことがありましたが、例えば、ハラスメントに類似した行為もしくはハラスメントに該当する行為というような言葉に書き直すというような感じでもいいのかなと思いますがいかがでしょうか。

○吉田武司委員長 このことは私が書いたんですけれども、文章の文字数に限りがあって、そういうところも緊急質問のときに入れさせていただいて発言しているんですが、その部分がなかなかここへ入れてしまうと文章が長くなるので、ちょっとそれを切って、表題のところ類似行為というふうは無理やり入れたんですけれども、今の御意見を聞いて、「会派緑風会議員に対してハラスメント類似行為と思われることについての緊急質問が会派代表者吉田武司議員から行われました」という内容にまとめてもいいかなとは思っているんですけれども、文章的にもうこれ間に合わないという、付け足しとか何か今回すごくタイトなスケジュールでだよりの編集をやっていますので、なかなか厳しいので、それくらいのところだったら直せますよねというところで直せればと思うんですけれども、いかがでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 委員長の考えで、かぎ括弧してハラスメント類似行為と思われることについての緊急質問が会派代表者の吉田武司議員から行われましたと。それで、ハラスメント類似行為については、それ以降、星印でハラスメントと認定した行為ではないというふうに入れていただくということで、タイトルのところはそれをお願いいたします。

○吉田武司委員長 事務局で注釈というのは入れられますか。それくらいは入りますか、下のほう。

〔何事か言う人あり〕

菅原委員。

○菅原満委員 それはちょっと認識が違うので、ハラスメントを認定する場合には3つの項目というのがきちんと指針で示されていますし、その後、6類型というのが示されているわけで、議会はハラスメントを認定する機関ではないので、私はタイトルのところにかぎ括弧というのはハラスメントを認定していない、議会は認定する場ではないですし、そういうことでタイト

ルについてはそうしていただければということで申し上げた次第です。

○吉田武司委員長 小嶋副議長。

○小嶋智子副議長 まず1点、ハラスメント認定する、しないのお話になりますと、認定されなければハラスメントではないということになりますと、そういったことを申し出れないままハラスメントを受け続けている方も実際にいらっしゃる、そういった方たちの立場というものがどうなるのかなというのも心配になります。市議会として出すだよりでありますので、あまりそういったところに踏み込まないというか、認定してもらえる手続が取れないまま苦しんでいる方たちもいるということをお忘れしないで、紙面はつくっていただけたらいいかなというふうに強く思います。

それともう1点は、類似行為と、と思われる行為は同じようなことを2度繰り返して言うように受け取れますので、「と思われる」をつけるのであれば、ハラスメント行為と思われるというふうに、「類似と」、「と思われる」を2つ重ねるのは、同じことをつなげて言っているかなと思いますので、どちらかをとるとこのほうがフィットしているのかなと感じました。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 かぎ括弧、ハラスメント類似行為、括弧と思われることの、その類似と思われるというのは全然含意が違うので、その点は御理解をいただきたいと思います。先ほど委員長のほうからお話があったような内容でまとめていただければと思いますので、お願いいたします。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 先ほどハラスメントの6類型というような話がありましたが、その6類型の中にもしっかりと精神的な攻撃というのも入っているので、思われるとかという言葉ではなくて、やはりハラスメントに該当するとか類似した行為という内容のほうがいいのかと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 先ほど申し上げましたように、3つの要件がそろって、それを説明する中で6つの類型、それだけに限らずということでもありますので、ハラスメントと思われるというふうにするということは、ハラスメントだということになるので、しかも企画部長は公開の本会議で謝罪しているので、それも本文中に本来はそれを入れていただきたいというのは後で申し上げようと思いました。

だから、先ほどの委員長の説明で私はそれでやっていただければ結構ですということなんです。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 菅原委員に申し上げたいのは、ハラスメント行為に対してどのようにお考えなのかというところを、やはり根本的に理解が違う、もう間違っているというふうに言わざるを得ないと思います。謝ったらいいいんじゃないし、そもそも今回ハラスメントを受けた渡邊議員は個人的に謝られたわけでもないし、謝罪とっているあの発言があったことに対してど

う思ったかということは確認も取れていないし、一方的にハラスメント行為を行って謝ったからいいんだと、それを議会が認めるんですか。菅原委員には本当に再考していただきたい。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 議会だよりなので、あったことを伝えるということが原則なので、その観点から私は申し上げたので、ハラスメントがどんな内容だったか、そういったことについて議論するという考えはないので、あくまでここは議会だよりをまとめると、しかももう今日短い時間でまとめるという前提があるので、私自身は先ほどの委員長の御説明いただいた内容で結構です。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 先ほどの行為と思われるという言葉にするのであれば、ハラスメントの類似という言葉は入れなくていいかと思いますが、いかがですか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私もハラスメント類似行為という、類似というのはそもそも安保議長から説明があったとおり現段階では認定されていないということも踏まえて、そういう指摘があったのでハラスメント類似行為という表記にしたというような経緯もございましたので、あえて類似行為と思われるというのを、わざわざ併記する必要性はないのかなと思っております。

であるのであれば、ハラスメントと思われる行為というふうにするのが、現時点で表記としてはよいのかなと思っています。

○吉田武司委員長 類似行為というところを入れて、先ほど注釈を入れるということになって、入れたほうがいいというのがあって、注釈を入れるのであれば、「と思われること」は抜いてもいいんじゃないかなと思うんですけども。

私も発言の内容で、この類似行為にということも2回ぐらいあの会議で発言していますので、だからここは入れておいて注釈を入れるということでもいいかなと思うんですけども。ということは「と思われること」を削除させていただくということで、いかがでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 結構です。ただ、かぎ括弧でハラスメント類似行為についてので注釈を入れると、ハラスメントは認定していないのでこの言葉遣いをしていますということで結構です。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 今現時点で、これまで何度もお話ししていますけれども、議員から職員に対するハラスメントというのは全国的によくある話なんですけれども、職員から議員に対するハラスメントというのははっきり言ってない。普通あり得ないことで、それが今いろいろな事態が和光市議会で起こっているということをもまず認識する必要があって、これまでの議論の中でも、ハラスメント類似行為とかハラスメントと思われる行為とかというふうにぼかさなくてはいけない理由は何かということ、認定するそもそもの機関がないから、規定がないからということになっており、だから今後の課題として、和光市議会として職員からもしくは場合によって

は市民からの議員に対するハラスメントを、誰がどのように認定していくのかということを経験する必要があるんだというふうに思います。

なので、今回、現時点ではそれが無いということなので、こういうハラスメント類似行為とかハラスメントと思われる行為とかというような言い方をせざるを得ないということなので、今回のこの市議会だよりの記事としては、このような表記でいいのかなというふうに思いますので、今後議会運営委員会において、議員に対するハラスメントをどのように認定していくのか、これについては議論をする必要があるというふうに指摘をしていきたいとしたいと思います。

○吉田武司委員長 議員についてのハラスメント行為については、一回皆さんに事務局のほうに書面で提出していただいていますので、また機会を設けてそのことについて議運を開きたいというふうには考えていますので、またそのことについては今日、その他のところで話ができればと思っております。

取りあえず、このだよりについて、今の表記でいかがでしょうか。

小嶋副議長。

○小嶋智子副議長 注釈を入れるのであれば、先ほども申し上げましたけれども、実際にハラスメントを受けていて苦しんでいても、認定にまで至れないものも、言い出すことができないというような方も多くいらっしゃいますので、そういった方々を追い詰めるようなことのないような配慮のある紙面、文言にさせていただきたいとしたいと思います。よろしくお願ひします。

○吉田武司委員長 先ほど申しました、「と思われること」というのを削除させていただいて、かぎ括弧を入れて、注釈を入れるというところでいかがでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 はい、結構です。

○吉田武司委員長 皆さんどうですか。いかがですか。

[発言する人あり]

注釈は、だから、認定できないからという。ハラスメント類似行為はまだ正式にハラスメントとして認定されていないとか、簡単に書くとか。いろいろなことを全部書いたら書き切れないので。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 米印で認定していないと入れることで、何かとても曖昧にさせているだけで、じゃ、認定させる機関がどうなのかとか、何かややこしくなってくるので、かえって和光市がハラスメント撲滅宣言をした時点で、やはりそのハラスメントについてすごく重く考えているという市の考えだと思いますので、ここは逆にそんなに曖昧にさせずにハラスメント類似といっている時点で、発言、何度もそのように吉田武司議員が議場でされたわけですから、そのままのほうがすっきりと、類似ということを普通の感覚で認識されると思いますので、曖昧になってしまう、認定機関というものがどこかにあるのかとか、認定していないというとかえって一般の方にとって硬いというか、何か逆に怖い感じが。認定という言葉は怖いという感じを受

けるので普通にこのままのほうが。類似行為についてと、もしくは先ほど言っていた「と思われる」というどちらかで、あまり米印ってそんなに曖昧にさせるだけかなって思います。

○吉田武司委員長 今、伊藤委員から発言がありましたけれども、なかなかこの類似行為についての表現は難しいのかなと。和光市が撲滅宣言をしたばかりというところで、類似行為というのは入れてあるのでそこで分かるから、注釈を入れなくてもいいんじゃないかというところだと思うんですけども、注釈は入れないということでもよろしいですか。これは大事なことなので、撲滅宣言をしたばかりのときに起きたというところで、本当に本人も心を病んでいると思うんです、いまだに。そういうところで、そのような表現で類似行為についての注釈は入れないということでもよろしいですか。

〔「いいです」という声あり〕

では、そのようにしたいと思えますけれども、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 9ページのところなんですけれども、大分直してある、下の連合審査会の枠のところですね。下から5行目、追認として上程されましたということなんですけど、これは前回の原稿では、「追認議案として」になっているんですが、これはあえて外したんでしょうか。

○吉田武司委員長 前回の訂正のときに、この「議案」を事務局のほうで付け加えてもらったんですよね。それがまた抜けているということなんですけれども、文字数の関係なんですか。

岩瀬議事課統括主査。

○岩瀬議事課統括主査 その後に、委員長のほうから文章をいただいたかと思うんですけども、その中で追認という表記になっていたんで、そのままそのような表記にさせていただいたところでございます。

○吉田武司委員長 4時までには送ってくれと言われたので、ここの修正の「議案」を足しているというところを見落として、そのまま元の原稿をちょっと修正して送ってしまったので議案が抜けてしまったんですけども、やはり議案を事務局としても入れたほうがいいということで入れていただいていたので、もし入るようであれば「議案」を追加してほしいんですけども。

岩瀬議事課統括主査。

○岩瀬議事課統括主査 そのように修正いたします。

○吉田武司委員長 では、この部分については議案が入りますので、「追認議案として上程されました」となります。

安保議長。

○安保友博議長 このままでいいんですけども、より分かりやすくという意味で、連合審査会というのがどういうものかというのが多分分からないかなという感覚があるので、この1段落目の最後のところで、「連合審査会を実施しました」の前に、全議員で審査するとか、そん

な感じの一言を入れるとより分かりやすくなるかと思います。

○吉田武司委員長 「内容が含まれていることから、全議員で審査する連合審査会を実施しました」となりますよね。何か文章がすっきりしないような気がするんですけども。連合審査会の後に括弧で全議員と入れたらおかしいか。

今のところはいかがでしょうか。「全議員で審査する連合審査会を実施しました。」にするか、そのまま、「連合審査会（全議員）で実施しました。」にするか。まだ文字数的にはそのくらい入りますよね。

岩瀬議事課統括主査。

○岩瀬議事課統括主査 はい。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 全議員により連合審査を実施しましたではおかしいですか。会を抜いて連合審査を行うという言い方はいかがでしょうか。

○吉田武司委員長 全議員により連合審査を実施しましたと。

〔「全議員による連合審査会を」という声あり〕

ここはもう全員でやったということ表現したいということですよ。

〔「はい」という声あり〕

ほかに御意見ございますか。

「全議員による連合審査会を実施しました」とまとめていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

では、そのように変更をお願いいたします。

ほかのところ何かお気づきの点等ございますでしょうか。

松永委員。

○松永靖恵委員 10ページなのですが、「聴覚・視覚障がいのある皆さまへ」というところで、以前のものにはQRコードとイラストが入っていたんですが、今回イラストが抜けています。前回から抜けているんですけども、これは入らない感じですか。

○吉田武司委員長 10ページの、前のところでは絵が入っていたんですけども、そこが入らないかということですね。

岩瀬議事課統括主査。

○岩瀬議事課統括主査 業者に指示出しをすることは可能なので、可能であれば入れてくださいという指示は出してみます。

○吉田武司委員長 この部分について、絵を入れられるのであれば入れていただくということで調整していただければと思います。よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、事務局においてはただいまの意見のとおり進めていただければと思います。

議会だよりの編集、作成については以上となります。

次に、次回の会議の予定を確認します。

今回は、10月23日、水曜日、午前9時30分から議会運営委員会を開き、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして議会改革について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして議会報告会についてを予定しています。御出席くださいますようよろしくお願いいたします。

休憩します。（午前10時16分 休憩）

再開します。（午前10時28分 再開）

その他委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上で本日の議事は全て終了しました。本日の記録及び会議の公開資料については委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午前10時28分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司